第4回大樹町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和2年10月28日(水)午後1時30分
- 2. 場 所 大樹町経済センター多目的ホール
- 3. 出席委員 18名

1	乙部 毅博	2	吉田	義明	3	猪飼	敬司
4	吉田 洋一	5	太田	勝義	6	片岡	文洋
7	齊藤 徹	8	牧田	日出男	9	辻本	一夫
10	向井 良治	11	富倉	浩之	12	金曽	浩文
13	太田 福司	14	竹内	稔	15	今村	昭仁
16	岩岡 栄一	17	原口	武実	18	穀内	和夫

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について 日程第2 議案第49号 農地法第18条の規定による合意解約成立状況 の確認について 議案第50号 日程第3 現況証明願いについて 議案第51号 農地法第3条第1項の規定による許可につい 日程第4 7 議案第52号 日程第5 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の 提出について 議案第53号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 日程第6 農用地利用集積計画の決定について

- 6. 事 務 局 吉田局長、井本主任主査、髙橋主査
- 7. 閉会時間 午後2時2分

8. 会議の概要

議長

ただ今の出席委員は18名であります。定足数に達しておりますので、第4回大 樹町農業委員会総会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、7番・齊藤 徹委員、8番・牧田日出男委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

吉田局長

(議案に基づき業務報告を説明)

以上で業務報告を終わります。

議長

報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

以上で業務報告を終わります。

日程第2、議案第49号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

吉田局長

議案第49号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての提 案説明申し上げます。

農地法の第18条の規定では農地等の賃貸借の解除等の制限を定めております。

農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をして はならないと定められております。

また、同上のただし書きで例外として、都道府県知事の許可を受けなくてもよい場合の要件も併記されております。

その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明らかな場合と規定されております。

当委員会で審議いただく案件も、大半はこの例外の規定が適用となります。

今回も例外規定の合意解約の1件が設立しており、その1件の案件について、 ご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

なお、参考として農地の売買に伴う使用貸借の合意解約1件の届出もありましたので、別紙として添付してありますので、後程、お目通し願います。

以上で提案説明を終ります。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第3、議案第50号、現況証明願いについての件を議題といたします。 提案説明を求めます。

吉田局長

議案第50号、現況証明願いについての提案説明を申し上げます。

本案は、土地の現況が登記簿地目又は農地台帳上の現況地目と異なる場合、土地の所有者は現況証明願いを申請し、農業委員会で現地調査をし、申請内容が妥当と判断した場合、畑を畑以外に、畑以外を畑に変更する手続きであります。

農地法第52条の2の規定に農地台帳の規定がありますが、台帳の作成にあたっては、地目及び面積は、登記簿に記載されている内容を記録するとともに、これに異なる現況にあることを把握している場合には、当該現況も併せて記録することが適当とされております。

今回ご審議頂きます現況証明願いについては1件でございます。

内容は、山林を開墾により牧草地にしたことから、登記簿地目及び農地台帳の 現況地目を畑に変更するための申請であります。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議 方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終ります。

議長	それでは内容について、事務局より説明を求めます。
髙橋主査	議案第50号、現況証明願いについて説明申し上げます。 (議案に基づき番号1番を説明) 以上で、説明を終わります。
議長	内容の説明が終わりました。次に、調査班より調査報告を求めます。 第1班・班長、金曽浩文委員から報告願います。
金曽委員	申請番号1番、(氏 名)の案件について報告いたします。 畑以外から畑に登記簿地目を現況地目に変更するための申請でありますが、申 請地は、山林でありましたが、現在は、伐採・抜根・整地され、牧草地として活 用された状態にあります。 農地台帳地目を畑とすることに班で協議した結果、問題ないと判断しました。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第50号、現況証明願いについての件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第4、議案第51号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を 議題といたします。
吉田局長	提案説明を求めます。 議案第51号、農地法第3条第1項の規定による許可について提案説明を申し上げます。 農地法第3条第1項の規定では農地又は採草放牧地について所有権移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。 農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定め

られており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業員会で判断し、 申請の可否について審議いただくものであります。 今回ご審議頂きます農地法第3条第1項の規定による許可については1件でご ざいます。 内容は、石坂地区における農地所有適格法人の代表者の所有する農地をその農 地所有適格化法人に所有権移転するものであります。 つきましては、その申請内容の可否について、ご審議賜りたくご提案申し上げ ますので、ご審議方よろしくお願い致します。 以上で提案説明を終ります。 それでは内容について、事務局より説明を求めます。 議長 髙橋主査 議案第51号、農地法第3条第1項の規定による許可について説明申し上げます。 (議案に基づき番号1番を説明) 次のページに、農地法第3条調査書を添付しております。 本案件につきまして、別紙調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する、 3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満 たしていることを申し添えます。 また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。 以上で説明を終わります。 議長 内容の説明が終わりました。次に、地区担当委員より調査報告を求めます。 石坂地区、今村昭仁委員から報告願います。 今村委員 譲受人の希望による所有権移転の案件であります。 申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できるものと見 込まれます。 また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本 要件をすべて満たしているものと考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。 議長 報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第51号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採

	決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第5、議案第52号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出につ
	いての件を議題といたします。 提案説明を求めます。
吉田局長	議案第52号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての提案 説明申し上げます。
	農業振興地域整備計画の変更については「農業振興地域の整備に関する法律」 にその定めがあり、市町村が事業計画者の申請に基づき、計画変更案を策定し、
	農業委員会は、その計画変更案に意見を行うこととされております。 また、市町村は農業委員会の意見書を添えて、北海道と計画変更の協議を行い 北海道の了解を得て、正式に計画変更が行われる流れとなっています。
	協議期間中は、その他の変更許可は出来ないこととなっております。 許可に要する日数は、農業委員会の意見提出後、約1ヶ月半程度、必要となっ
	ております。 今回ご審議頂きます農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について は1件でございます。
	申請内容は、農用地区域外からの農用地区域への編入の1件でございます。 その計画変更の可否について、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審
	議方よろしくお願い致します。 以上で提案説明を終ります。
議長	それでは、内容について、事務局より説明を求めます。
髙橋主査	議案第52号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について説明申 し上げます。 (議案に基づき番号1番を説明)
	以上で説明を終わります。
議長	内容の説明が終わりました。次に、調査班より調査報告を求めます。 第1班・班長、金曽浩文委員から報告願います。

金曽委員

大樹町から意見照会された農用地区域への編入の件について、10月15日に (氏名)立会のもと第1班で現地調査を行いました。

申請地は、登記簿地目は山林でありましたが、伐採・抜根され現況農地として活用されており、農用地に編入することに支障はないと班では判断しました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第52号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての件を採決いたします。

異議のない旨、大樹町に回答する事で、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨、大樹町に回答する事といたします。

日程第6、議案第53号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番から3番までの件を議題といたします。

提案説明を求めます。

吉田局長

議案第53号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画 の決定についての提案説明を申し上げます。

農用地利用集積計画は、農業委員会等による農地利用調整の結果を取りまとめて、市町村が作成するものとされております。

ほとんどの自治体では、農業委員会が町から事務委任を受けており、集積計画 の作成の事務は、農業委員会で行っております。当町も同様でございます。

農地の貸し手と借り手、もしくは農地の売り手と買い手で対象となる農地の地番や面積、賃料や賃借期間、所有権移転の場合は、売買価格などを計画に定めて公告することで、契約書の代わりとなり、農地法第3条の許可を受けることなく利用権設定や所有権移転などの効果が発生するものです。

農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。

今回ご審議頂きます案件は3件でございます。

	内容は、所有権移転の1件と賃貸借更新の2件でございます。
	以上の3件につきまして、申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上
	げますので、ご審議方よろしくお願い致します。
	以上で提案説明を終わります。
議長	それでは、内容について、事務局より説明を求めます。
髙橋主査	議案第53号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定における農用地利用集積計
	画の決定について説明申し上げます。
	(議案に基づき番号1番から3番を説明)
	次のページに、申請番号1番から3番につきまして、農業経営基盤強化促進法
	第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数等
	を記載しております。
	なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告いたしま
	す。
	以上で説明を終わります。
議長	内容の説明が終わりました。次に、地域調整報告を求めます。
	申請番号1番の件について、あっせん班より報告を求めます。
	なお、申請番号2番及び3番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告
	を省略します。
	それでは、第2班・班長、冨倉浩之委員から報告願います。
富倉委員	地区委員を通じて、晩成及び美成地区の農事組合に周知し、売買公募をおこな
	いました。
	買受者は、あっせん希望者の(氏 名)に会議で決定しました。
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	了しており、そのあっせん価格を参考に同じ単価で決定しました。
	また、美成の畑は過去の売買実例から基準単価を設定し、その単価を参考に価
	格を決定しました。
	(氏 名)の畑は、総額(金 額)円であっせん価格を決定し、両者に内容を提示
	し了承を得ました。
	ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
	(質疑なし)
	1

	質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第53号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用 集積計画の決定についての件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし)
	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。
吉田局長	次回の総会につきましては、 11月25日水曜日を予定しておりますので、よろ しくお願いいたします。
議長	以上をもって、第4回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。